

選挙人名簿抄本閲覧申出書（調査研究・法人）

年 月 日

(宛先) 橿原市選挙管理委員会委員長

申出者 主たる事務所
 の所在地 _____
 名 称 _____
 代表者の氏名 _____ (印)
 電話番号 _____ () _____

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治・選挙に関する（統計調査・世論調査・学術研究）
2 閲覧事項の利用の目的	（できる限り具体的に記載すること。）
3 閲覧者に関する事項	<input type="checkbox"/> 下記の者は当該法人の役職員又は構成員であって当該法人が閲覧者として指定した者である。 [住所] [氏名]
4 閲覧事項の管理の方法	[管理責任者] [役職名] [氏名] [管理の形態] [管理の方法] [廃棄の時期] [廃棄の方法] [その他]
5 閲覧対象者の範囲	
6 調査研究の責任者	[役職名] [氏名]
7 調査研究の成果の取扱い	[公表の時期] [公表の方法]
8 法人閲覧事項取扱者の範囲	
9 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	（委託者が国又は地方公共団体の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。）
備考	（添付書類について記載すること。調査研究の概要・実施体制を示すもの）

備考

- 1 この様式は、公職選挙法第28条の3第1項の規定により、政治又は選挙に関する調査研究をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 2 閲覧に供する選挙人名簿の抄本は、原則としてドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者として保護の措置を受けている者が記載されていないものを使用する。

【 記 載 要 領 】（調査研究・法人）

「1 活動の内容」欄

統計調査・世論調査・学術研究のいずれかを選択

「2 閲覧事項の利用の目的」欄

閲覧事項を何に利用するのかを具体的に記載

「3 閲覧者に関する事項」欄

閲覧をする者が当該法人の役職員又は構成員であって当該法人が閲覧者として指名した者である場合には、
□にチェックのうえ、閲覧をする者の住所及び氏名を記載

「4 閲覧事項の管理の方法」欄

[管理責任者] 管理責任者の役職名及び氏名を記載

[管理の形態] 閲覧事項を記録する媒体（紙、磁気データ（CD・FD・HD等））を記載

[管理の方法] 閲覧事項を記録する媒体を保管する場所、施錠の状況、鍵の管理方法等を記載

[廃棄の時期] 閲覧事項を記録する媒体をいつ廃棄するのかを記載

[廃棄の方法] 閲覧事項を記録する媒体をどのような方法（裁断、焼却等）で廃棄するのかを記載

[そ の 他] 閲覧事項を記録する媒体を適正かつ安全に管理することにつき参考となる事項を記載

「5 閲覧対象者の範囲」欄

閲覧しようとする選挙人の条件（投票区、町名等）及び人数を記載

「6 調査研究の責任者」欄

調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載

「7 調査研究の成果の取扱い」欄

成果品の公表の時期及び方法を具体的に記載

「8 法人閲覧事項取扱者の範囲」欄

当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱わせる者の範囲（部署名）を記載

「9 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所」欄

申出者が受託者である場合のみ記載、それ以外は当該欄に斜線を引く事

「備考」欄

添付書類及び本件閲覧について参考となる事項を記載

(注) 申出者は、閲覧事項の漏えい防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

〔閲覧状況の公表について〕

公職選挙法第28条の4第7項の規定により選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表します。

公表項目：申し出た法人の名称及び代表者又は管理者の氏名並びに主たる事務所の所在地、利用の目的の概要、
閲覧年月日、閲覧対象者の範囲

〔閲覧行為にかかる罰則等〕

偽りその他不正な手段により選挙人名簿を閲覧した者又は閲覧事項を目的外に利用し、若しくは第三者に提供した者
その他公職選挙法の閲覧規定に違反した者は、30万円以下の過料若しくは罰金又は6月以下の懲役に処せられる
ことがあります。